

○島本町情報公開条例

昭和 58 年 12 月 28 日
条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、開かれた町政を推進する上において、住民の「知る権利」の保障が必要不可欠であることに鑑み、町政に関する情報の公開に係る必要な事項を定め、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに町政の民主的発展に寄与することを目的とする。

(公開の原則)

第 2 条 前条の目的を達成するために、町の所持又は保管（以下「管理」という。）するすべての情報は、住民共有の情報として積極的に公開するものとする。この場合においては、個人に関する情報で他人に知られたいくない情報が、みだりに公開されないように最大限の配慮をしなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「情報」とは、実施機関の職員が職務に関して作成し、又は取得した文書、図面及びこれらを撮影したマイクロフィルム、写真並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理している保存期間内のすべての情報をいう。
- (2) 「住民」とは、本町に住所を有する者又は勤務する者及び在学する者並びに本町に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体及びその他町の行政に利害関係を有するものをいう。
- (3) 「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

(閲覧等を請求する権利)

第 4 条 住民は、実施機関に対し、情報の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる。ただし、当該個人に関する情報の閲覧等については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び島本町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年島本町条例第 1 号）の規定による。

(非公開情報)

第 5 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報を除き公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例等の規定により明らかに公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 何人でも法令又は条例等の規定により閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例等の規定により行われた許可、届出その他これに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報

エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、地方公共団体及び公共的団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって、人の生命、健康若しくは心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。
- (4) 検査、監査、取締りの計画及び実施細目、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報、交渉記録その他関係者の利害が含まれている情報及び訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報
- (5) 審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、公開することにより審議等に著しい支障を生じることが明らかな情報
- (6) 国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係に著しい支障を生じることが明らかな情報
- (7) 人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、捜査及びその他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
- (8) 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康又は心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。

2 実施機関は、前項各号に該当する情報であっても、一定の期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該情報を公開しなければならない。

3 実施機関は、第1項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とが容易に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報が記録されている部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

（閲覧等の請求手続）

第6条 第4条の規定による閲覧等を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、当該請求に係る情報を管理している実施機関に対して、当該情報の閲覧等の請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、請求者に対し、当該請求に係る情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 4 実施機関は、当該請求に係る情報を管理していないときは、その旨を明示して請求を受理しないものとする。この場合において、他に当該情報を管理している機関があるときは、その旨を教示するよう努めなければならない。

(存否に関する情報)

第6条の2 閲覧等の請求に対し、当該請求に係る情報の存否を答えるだけで、非公開とすべき情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(閲覧等の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、閲覧等の請求があつたときは、当該閲覧等の請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に対する公開の諾否の決定を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定できないやむを得ない理由があるときは、その期間を15日以内に限り延長することができる。

- 2 前項の本文に規定する場合において、第6条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による決定をしたときは、同項に規定する期間内にその旨を当該請求者に通知しなければならない。ただし、同項ただし書の規定を適用するときは、その理由を併せて通知しなければならない。

- 4 前項において、実施機関は、当該閲覧等の請求にかかる情報を公開することができない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、一定の期間の経過により当該情報の閲覧等の請求に係る情報を公開することができない旨の決定をした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の特例)

第7条の2 閲覧等の請求に係る情報が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して30日(第6条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて公開の諾否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの情報については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項及び第2項に規定する期限内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報についての諾否決定をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条の3 閲覧等の請求に係る情報に町、国等及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する内容が記録されているときは、実施機関は、公開の諾否決定を行う場合において、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該請求に係る情報の表示等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する内容が記録されている情報の全部又は一部を公開する決定に先立ち、第5条第1項第3号ただし書又は第8号ただし書に該当する場合において、当該第三者に対し、当該請求に係る情報の表示等を書面により通知して、

意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意見を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（閲覧等の方法）

第8条 実施機関は、閲覧等に係る情報を公開する旨の決定をしたときは、速やかに当該情報を公開しなければならない。

- 2 前項に規定する公開の方法は、当該情報の閲覧等により行うものとし、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法で行う。ただし、実施機関は、情報を開示することにより、当該情報の汚損、破損等のおそれがあるとき、又は一部公開により情報を公開するときその他正当な理由があるときは、当該情報を複写したものの閲覧又は写しの交付により、これを行うことができる。
- 3 情報の閲覧等の方法は、実施機関が指定する期日及び場所において行うものとする。

（情報目録の作成）

第9条 実施機関は、管理する情報の目録を作成し、住民の閲覧に供するものとする。

（費用負担）

第10条 第8条第2項に規定する当該情報の閲覧等のうち、写しの交付及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

（審査請求）

第11条 請求者及び第三者は、この条例による情報の閲覧等の請求に対する処分又は閲覧等の請求に係る不作為に不服があるときは、審査請求をすることができる。

- 2 第7条第1項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第11条の2 第7条第1項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求を受け付けた日の翌日から起算して15日以内に島本町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部の閲覧等を行うこととする場合（当該情報の閲覧等について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により審査会に諮問をしたときは、その議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。この場合において、当該実施

機関は、審査会の審査結果の答申を十分に尊重して処置しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による裁決を行ったときは、速やかに当該審査請求人
その旨を通知しなければならない。

5 前項の場合において、当該情報を公開する旨の裁決をしたときは、第8条の規定
を準用する。

(情報の整備等)

第12条 実施機関は、情報の整備及び閲覧等の手続の迅速化、その他この条例に基
づく事務の公正かつ能率的運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、情報の公開に関する制度の改善及び第15条に規定する情報の提供
について、必要な施策を講ずる場合は、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会
の意見を聴かなければならない。

(利用者の責務)

第13条 この条例の規定により、情報の閲覧をし、又は情報の写しの交付を受けよ
うとする者は、第1条の目的に則し、適正な請求に努めるとともに情報の公開を受
けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

(運用状況の公表)

第14条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について住民に公表するもの
とする。

(情報の提供)

第15条 実施機関は、町政に対する住民の理解を深めるとともに、町政への参加を
より推進するため、必要な情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(適用除外)

第16条 この条例は、法令又は他の条例等に情報の閲覧等の手続が定められている
場合における当該閲覧等については適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館、行政資料コーナー
その他これらに類する施設において、住民の利用に供することを目的として管理し
ている図書、図画、記録等の当該情報の閲覧等については適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる情報について適用する。

(1) 昭和57年4月1日以降に作成し、又は取得した情報

(2) 島本町文書取扱規程(昭和58年訓令第1号)の規定により、保存期間が10
年以上に定められている情報

(3) 前号に掲げる情報以外の情報で、整理の完了した情報及び人の生命、健康若し
くは心身の安全等人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上
公開することが必要と認められる情報

(島本町手数料条例の一部改正)

3 島本町手数料条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和60年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年9月1日から施行する。
附 則 (昭和62年3月12日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
附 則 (平成6年3月4日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)第4条若しくは改正前の島本町個人情報保護条例(昭和60年条例第2号)第17条第1項の規定による閲覧等の請求等又は改正前の島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)第11条第1項若しくは改正前の島本町個人情報保護条例(昭和60年条例第2号)第23条第1項の規定による異議の申し立てがされている事件の処置については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第4条若しくは島本町個人情報保護条例(昭和60年島本町条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)第17条第1項の規定による閲覧等の請求又は情報公開条例第11条第1項若しくは個人情報保護条例第23条第1項の規定による異議の申立てがされている事件の処置については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成30年12月21日条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日条例第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。